

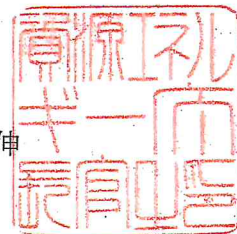
経済産業省

20220512公開資第1号
令和4年5月12日

行政文書不開示決定通知書

岩田屋フード株式会社
代表取締役 組坂 善昭 殿

資源エネルギー庁長官 保坂 伸



令和3年5月13日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求について、相当の部分につき開示請求があつてから60日以内に開示決定等をするものとして行った開示決定（令和3年7月12日付け20210513公開資第3号）の残りの部分について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

記

1. 不開示決定した行政文書の名称等

平成25年度・平成26年度に資源エネルギー庁から発出された再エネ特措法に基づく報告徴収に関して、報告対象の事業者（整理番号、設備ID、設備名称、発電出力、認定日、発電所在地等）が分かるもの。

2. 不開示とした理由

上記1. に該当する行政文書は、資源エネルギー庁では、文書管理規則上の保存期間が満了したため既に廃棄済みであり、開示請求時点において保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、資源エネルギー庁長官に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所及び福岡地方裁判所に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3. 担当課室等

担当課室：資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室

電話番号：03-3501-2342

行政文書開示請求書

令和3年 5月 11日

資源エネルギー庁長官 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)
岩田屋フード株式会社 代表取締役 組坂 善昭

住所又は居所： (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)
〒830-0013 福岡県久留米市櫛原町 121 番地の 4

TEL0942 (34) 4130

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

報告徴収依頼文書

- 平成25年度・平成26年度に資源エネルギー庁から発出された再エネ特措法に基づく報告徴収に関して、報告対象の事業者(整理番号、設備ID、設備名称、発電出力、認定日、発電所在地等)及び報告徴収文書の内容が分かるもの。

2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)



ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 料 (1件300円)		(受付印) 
--------------------------	---	--

※この欄は記入しないでください 3.5.13

担当課	
備考	

